

**大網白里市第6次総合計画**  
**第2編**  
**基本構想**

# 第1章 まちづくりの将来像

## 1. まちづくりの基本理念と将来像

### (1) 基本理念

市民憲章である“明るく、豊かな、住みよい田園文化都市”の実現とその継承をまちづくりの根底に流れる考え方や姿勢、つまり基本理念として、まちづくりを進めてきました。

#### 大網白里市市民憲章（昭和54年10月5日制定）

緑と太陽そして海、ふるさと大網白里市は環境に恵まれています。

わたくしたちは、「明るく、豊かな、住みよい田園文化都市」づくりと、まちの限りない発展を願い、この市民憲章を定めます。

- 一. 自然を大切にし、健康で安全なまちをつくりましょう。
- 一. ほこりをもって働き、豊かな、ゆとりあるまちをつくりましょう。
- 一. ふるさとを愛し、香り高い文化のまちをつくりましょう。
- 一. 老人に安らぎを、若者には夢のあるまちをつくりましょう。
- 一. 笑顔で助けあい、心のふれあうまちをつくりましょう。

第6次総合計画においては、第5次総合計画に引き続き次の2つを基本理念に掲げます。

#### “田園文化都市の継承” 田園環境と都市環境の調和

\*「田園文化都市」とは、田園が持つ身近で豊かな自然や恵み、そして、都市が持つべき快適な都市機能と新たな文化性をあわせ持つまちの姿を表し、今日においても色あせない理想の都市像です。このまちづくりの考え方を市民共通の心象として継承し、まちづくりを実践していきます。

#### “みんなでつくろう” 市民参画と協働の推進

\*市民誰もがまちづくりの主体となり、市民と行政がともに知恵や力を出し合い、市民参画と協働のまちづくりをさらに推進していくことをめざします。市民一人ひとりの主体性を発揮できる環境と仕組みづくりに取り組み、時代に対応したまちづくりを実践していきます。

## (2) 将来像

“田園文化都市の継承”：田園環境と都市環境の調和、“みんなで作ろう”：市民参画と協働の推進という2つの基本理念を踏まえて、引き続き次の将来像を掲げていきます。

### 大網白里市の将来像

未来に向けて みんなで作ろう！  
住みたい・住み続けたいまち

この将来像には、次のような想いが託されています。

- ① 地域の特性を活かした質の高い生活を、市民・企業・行政が一体となって創造し、安全、安心、快適さを実感できる、誰もが住みよいまち、“住みたい・住み続けたいと思えるまち”をつくりまします。
- ② “田園の良さ”を継承し、“都市の良さ”を充実し、双方が調和する“田園文化都市”をつくりまします。
  - \*丘陵のみどり、田園のみどり、海岸の白砂青松など、丘陵と里山・田園・海岸地域が育んでいる自然環境、美しい風景、先人がつくりあげてきた地域の歴史と伝統的文化、田園地帯としての農業、食の生産、農村のきずな、ふれあいなど都市では失われつつある“田園の良さ”を大切にし、継承し、活かします。
  - \*にぎわいや躍動感、人の往来、工業や商業・サービス業の集積、交通・情報通信機能、教育・文化・余暇・生涯学習機能、選択の幅がある医療・福祉や雇用・就労の場、整備された市街地という“都市の良さ”が持つ機能を充実していきます。
- ③ 市民参画と協働で知恵や労力を提供しあい、“みんなで力をあわせて”未来に向けて、地域の発展可能性を引き出していくまちをつくりまします。

## 2. 将来人口と土地利用

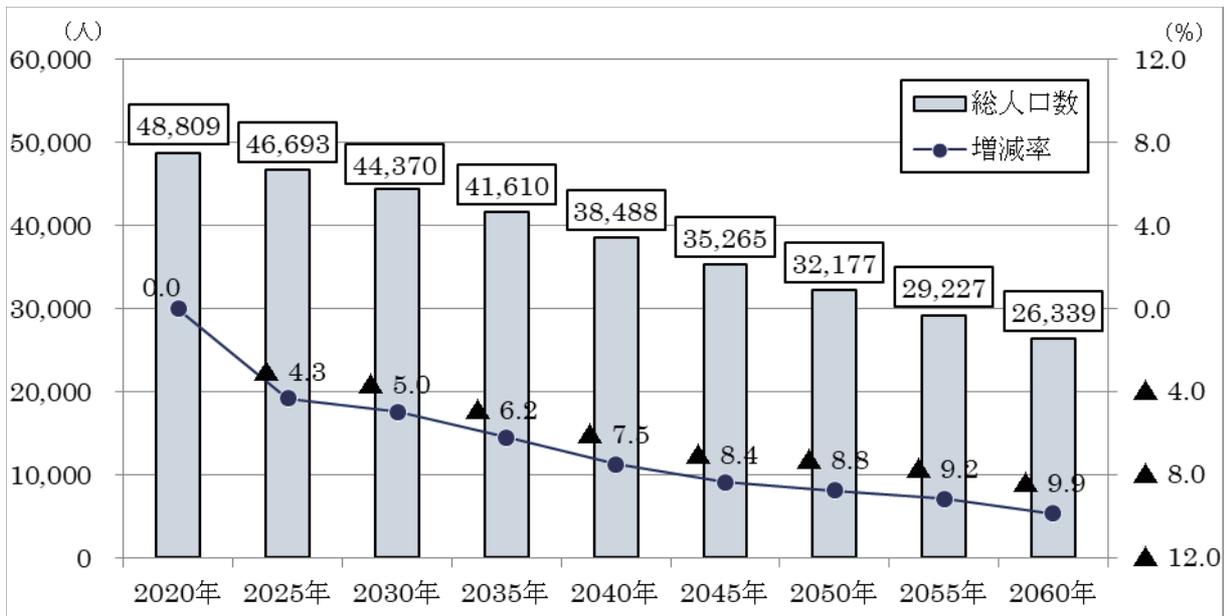
### (1) 将来人口の見通し

目標年度	令和12(2030)年
目標人口	45,000人

将来人口の見通しについては、現状の人口構成から自然減を社会増で上回ることは難しい状況です。第6次総合計画期間は人口減少が避けられないものと捉え、令和2年1月に実施した人口推計結果である、令和元年の基準人口「49,226人」から令和12(2030)年には「44,370人」となるといった、10年間に約1割程の人口が減少することを考慮したまちづくりを検討する必要があります。

第6次総合計画や総合戦略に掲げた各種施策を効果的に実施することで年間100人程の社会増を実現し、最終年度である令和12(2030)年における本市の住民基本台帳人口が「45,000人」を維持していることを目標とします。

【令和2年人口推計結果】



(資料：大網白里市人口ビジョン)

## （２）土地利用の基本方針

本市の土地利用については、首都圏中央連絡自動車道（以下、圏央道）など広域幹線道路の整備や市街地整備による波及効果などを踏まえ、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などとの整合を図りながら、限られた市域を効果的に活かし、自然環境や田園環境との調和、災害対策を重視しながら、便利で快適な暮らしができる都市基盤を強化し、新たな活力を生み出すための土地利用を基本にします。

### ① 複合的な機能が調和する土地利用

住宅都市としての居住機能だけでなく、産業・業務機能、レクリエーション機能など多様な機能が調和するまちの形成を図ります。

### ② 市の中核となる都市機能を形成する土地利用

まちの顔となるにぎわいを創造しながら、安全・安心・快適な暮らしを実現していくために、すべての市民が利用しやすい中心市街地における都市機能の充実を進めます。

### ③ 農地と田園環境を保全する土地利用

農地は、農業生産の基盤であるとともに、田園としての自然環境を有しており、特に水田は、防災面（保水性）での役割も担っていることから、農地の良好な保全を図ります。

### ④ 豊かな自然を保全する土地利用

丘陵と里山から田園、海岸部に連なる地域に育まれている身近な自然環境は貴重な財産であり、市民にゆとりと安らぎを与えています。このため、地域の特性に応じた緑地の保全と活用を図ります。

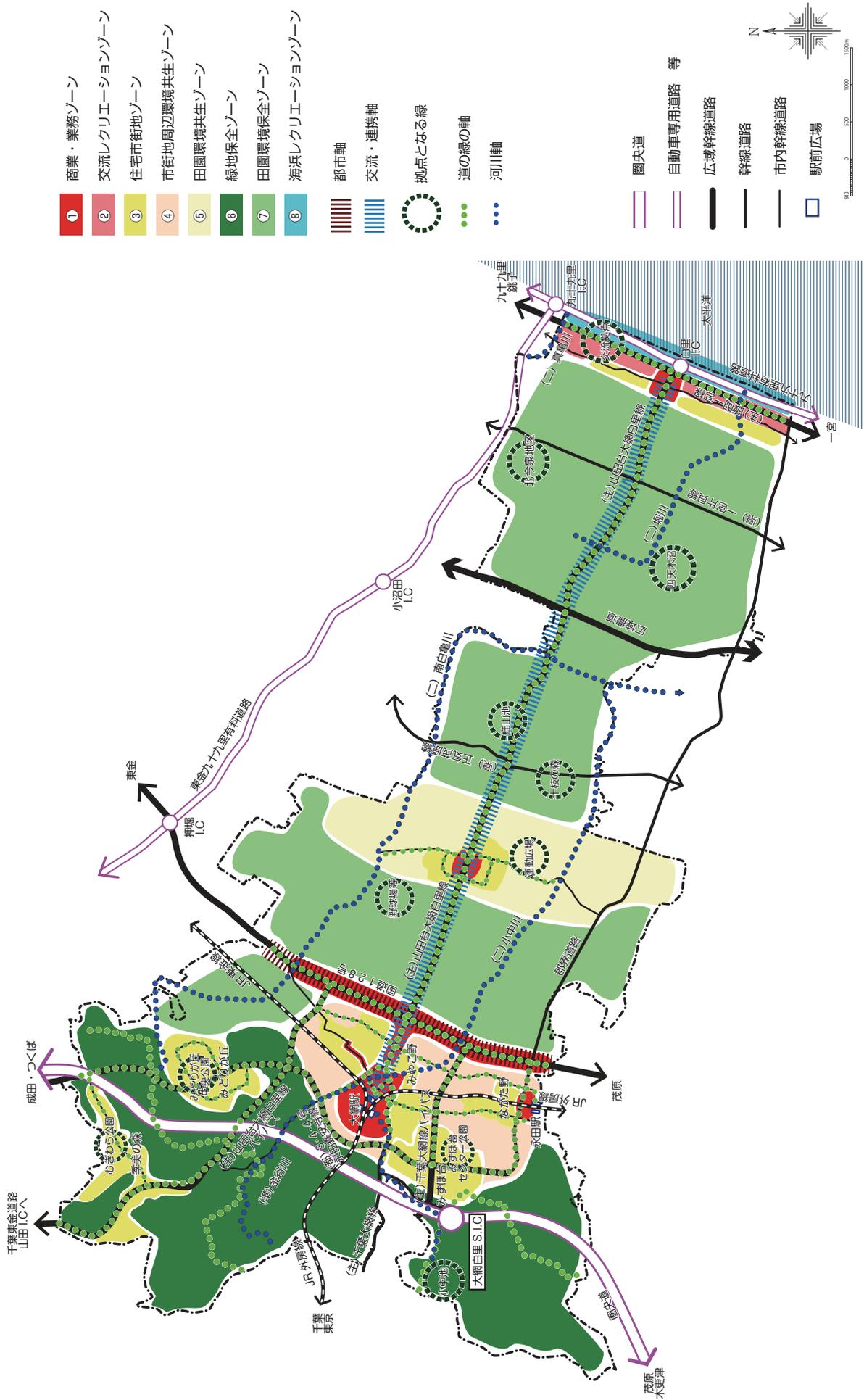
### ⑤ 市内外の交流を促進する土地利用

住む人はもちろん、来訪者・来遊者にとっても利用できる歴史文化資源や自然環境、観光資源を活かした公園などの憩い空間の確保や通年型観光を実現するため、首都圏中央連絡自動車道大網白里スマートインターチェンジ（以下、圏央道大網白里 SIC）等の交通利便性の向上を活かした、市内外の人々の交流促進に効果的な土地利用を図ります。

土地利用の基本方針を踏まえ、市街地、商業・業務、住宅などの都市機能の整備及び田園環境や自然環境の保全に留意し、《ゾーンと整備の方向》と《土地利用構想図》を設定して、長期的な整備を方向づけます。

《ゾーンと整備の方向》

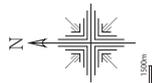
ゾーン	地区・地域	長期的な整備方向
①商業・業務ゾーン	JR 大網駅周辺	大網駅周辺地区は、十分な都市基盤施設を整備した上で、鉄道や圏央道など広域交通の利便性を活かした、市の中心核となる商業・業務機能を誘導します。
	国道 128 号沿道	国道、県道、圏央道など広域交通・地域間交通の利便性を活かし、周辺の自然環境に配慮した沿道立地型の商業・業務機能を誘導します。
	旧国道 128 号沿道、JR 永田駅周辺、増穂地区及び白里地区の主要地方道山田台大網白里線沿道	既存市街地やまとまりのある新住宅市街地などで、近隣住民の日常生活を支える商業施設等を誘導します。
②交流レクリエーションゾーン	主要地方道飯岡一宮線沿道	レクリエーション系商業・サービス施設を誘導します。また、東金九十九里有料道路の IC 周辺において、広域的な行楽客の流動を市内に誘導するための交流拠点を整備します。
③住宅市街地ゾーン	大網地区市街地	大網地区の既存市街地は、交通の利便性と歴史性を活かした住宅地として、道路や公園等の基盤施設整備など、居住環境の維持・増進を図ります。
	増穂地区市街地	増穂地区市街地は、田園環境と調和したゆとりある良好な住環境を維持・増進します。
	白里地区市街地	海岸と田園に隣接し一体となった景観を形成している白里地区市街地は、海と田園に囲まれた良好な住環境を維持・増進します。
	みやこ野、ながた野、みずほ台、みどりが丘、季美の森	5 つの住宅団地は、今後も良好な居住環境を維持し、住宅等の立地の促進を図ります。
④市街地周辺環境共生ゾーン	大網地区既存市街地周辺	大網地区市街地周辺の市街化調整区域については、鉄道や圏央道により交通の利便性の高い地域であることから、新たな土地利用が行われる場合は、自然環境の保全と調和に留意するよう誘導します。
⑤田園環境共生ゾーン	増穂地区周辺	市街化区域の縁辺で宅地化が特に顕著な農住混在型の市街化調整区域については、田園環境との共生、農業環境に配慮するとともに、田園環境を活かしたゆとりある低層住宅地として、住環境の維持・保全に努めます。
⑥緑地保全ゾーン	西部丘陵地域	西部に位置する丘陵地の斜面林や谷津田は、緑地を保全し、樹林地、県立九十九里自然公園区域である小中池、谷津田といった自然環境の保全とともに地域資源の活用に努めます。なお、圏央道大網白里 SIC を効果的に活用した土地利用が期待されるエリアは、長期的視点に立ち、土地利用の検討・展開を図ります。
⑦田園環境保全ゾーン	中部地域及び海浜地域一帯の農地	中部地域及び海浜地域の農地一帯は、農業環境と住環境が共存した質の高い田園環境の保全・形成とともに、地域資源の活用に努めます。
⑧海浜レクリエーションゾーン	白里海岸部一帯	白里地区海岸部一帯は、海浜の自然環境の保全に努めるとともに、通年型の海浜レクリエーションのニーズに対応する機能を強化します。



- ① 商業・業務ゾーン
- ② 交流レクリエーションゾーン
- ③ 住宅市街地ゾーン
- ④ 市街地周辺環境共生ゾーン
- ⑤ 田園環境共生ゾーン
- ⑥ 緑地保全ゾーン
- ⑦ 田園環境保全ゾーン
- ⑧ 海浜レクリエーションゾーン

- 都市軸
- 交流・連携軸
- 拠点となる緑
- 道の緑の軸
- 河川軸

- 圏央道
- 自動車専用道路 等
- 広域幹線道路
- 幹線道路
- 市内幹線道路
- 駅前広場



基本構想

## 第2章 まちづくりの基本目標と推進方策

### 1. まちづくりの基本目標

まちづくりの将来像の実現に向け、各種の施策を総合的、計画的に進めるため、施策の達成すべき基本的な目標を次のように定めます。

#### 1 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち【保健・福祉の充実】

誰もが健康で住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、日々の健康づくりに対する意識を高め、生活習慣病予防や感染症対策などを充実させ、市民目線に立った医療・福祉の環境づくりを進めます。

また、身近な地域のつながりや支えあい、助けあいの気持ちを育み、福祉ボランティアを育成・確保することにより、地域福祉活動を推進します。

#### 2 将来を担う子どもたちを育み、生涯を通じて学ぶまち【教育・文化の充実】

将来を担う子どもたちの確かな学力の定着を図り、それぞれの個性、人格、人権を尊重しながら心豊かでたくましい子どもを育むため、家庭や地域、学校と連携して教育環境の整備を進めます。

また、市民一人ひとりのライフステージやニーズに応じた多様な学習機会を提供するとともに、文化資源の保存や郷土芸能活動など、市民主体の取り組みが促進され、様々な学習成果が活かされるまちづくりを進めます。

#### 3 誰もが快適に暮らせるまち【都市基盤の整備】

圏央道大網白里 SIC 等による広域的な交通アクセスの向上を活かし、駅周辺の市街地整備をはじめ、快適な公共交通の確保や機能的な道路網の整備のほか、公共下水道事業、雨水排水対策など、市全体のバランスのとれた快適な生活環境を整備します。

#### 4 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

自然環境との共生に対して理解を深めるとともに、地球温暖化対策を含めた自然環境や資源の保全、省エネルギーの推進、脱炭素社会の実現への取り組みを進めます。

また、身近な自然環境や田園環境と調和する水と緑の空間づくりにより、自然環境と共生した生活が実感できるまちづくりを進めます。

## 5 誰もが安全に安心して暮らせるまち【安全・安心の確保】

自然災害などの危機的な事象から市民の生命と財産を守るため、都市基盤の整備・保全をはじめ、自助・共助・公助が一体となった取り組みによる防災対策の推進に取り組みます。

また、交通安全環境の改善や地域の防犯意識の高揚を図ります。

## 6 にぎわいと活力のあるまち【産業・観光の振興】

農業や水産業の6次産業化やブランド化などを推進し、農林水産業の振興を図るとともに、豊かな海や田園を保全していきます。

また、地域資源を活かした商工業の活性化や観光振興を図るとともに、交流・関係人口の創出や企業誘致を進め、にぎわいと活力あふれるまちをめざします。

# 2. まちづくりの推進方策

まちづくりを推進する力・地域経営の力を高めていくために、行財政改革、住民自治と協働という3つの方向から、まちづくりの将来像の実現に向けた推進方策を次のように定めます。

## 1 地域・市民が主役のまち【協働のまちづくり推進】

市民ニーズに的確に対応し、それぞれの地域に合ったまちづくりを進めるため、市民の参画と協働を進めます。

また、コミュニティ活動の推進など、多様な主体が活動しやすい環境を整備するとともに、人権擁護や男女共同参画、多文化共生を推進します。

## 2 創意と工夫による持続可能な行財政運営の推進【行財政運営】

透明性のある効率的で利便性の高い行政サービスを提供します。

また、直面している厳しい財政状況に全職員が危機感を持ってコスト削減に取り組み、創意と工夫による持続可能な行財政運営を推進します。

さらに、多様化する行政需要に迅速かつ柔軟に対応するための組織力の強化・行政情報化の推進に取り組みます。

